

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

- ◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定(税務課)
- 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
- 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良区の役員の就任(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)
- 都市計画の変更(都市計画課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)
- 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 公文書公開条例の運用状況(広報文書課)
- 採石業務管理者試験の実施(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の年月日
日ノ丸産業株式会社	徳田 博司	鳥取市今町二丁目二六	平成二年三月三十一日
株式会社トリベ	縫谷 昌生	鳥取市吉方温泉町三丁目一〇六	平成二年三月三十一日
株式会社光商會	勅使河原馨	鳥取市幸町一	平成二年三月三十一日
鳥取石炭石油有限公司	岡村 栄司	鳥取市片原三丁目一〇	平成二年三月三十一日
白石石油株式会社	白石 定男	鳥取市相生町二丁目七〇	平成二年三月三十一日
株式会社中村石油店	中村 辰夫	鳥取市寿町七五七	平成二年三月三十一日
鳥取県漁業協同組合連合會	佐竹 嘉泰	鳥取市青葉町三丁目一一	平成二年三月三十一日



鳥取県告示第四百九号

石崎石油有限会社	石崎 順子	日野郡溝口町溝口五	平成二年三月二
有限会社木村兼義商店	木村 邦房	米子市富益町二二七	平成二年三月二
石橋社一		米子市段津一五〇八一	平成二年三月二
株式会社岡田商店	岡田 端	米子市上福原六七三	平成二年三月二
三島産業有限公司	三島 貞雄	米子市上後藤九〇一二	平成二年三月二
有限会社柴田石油店	柴田 昭弘	日野郡日南町生山六九四	平成二年三月二
丸福石油株式会社	福吉 整	西伯郡淀江町大字佐陀七二二一二	平成二年三月二
有限会社景山石油店	景山 厚	日野郡日野町根雨一三七	平成二年三月二
有限会社林原石油	林原 隆英	西伯郡大山町末吉四三一	平成二年三月二
多里石油有限公司	田中 泉	日野郡日南町多里七六六一二	平成二年三月二
有限会社前田石油店	前田 善二	日野郡日南町生山一六〇一五	平成二年三月二
スタ一石油有限公司	山川 秀明	米子市皆生一七二六	平成二年三月二
三光石油株式会社	三輪 博美	境港市昭和町五一七	平成二年三月二
海上石油有限公司	濱 信義	境港市入船町二一六	平成二年三月二

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いえはら歯科	米子市河崎五七五一一	平成二年三月六日
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	平成二年三月十六日
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	平成二年四月一日
鳥取県薬学総合センター西部薬局	米子市車尾一二九五	平成二年四月二日
富長内科眼科クリニック	米子市東福原五七三	平成二年四月十日
医療法人板倉整形脳外科医院	八頭郡那家町大字那家五九五	平成二年四月一日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜三五八一	平成二年四月二日
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一七四〇	平成二年四月一日

鳥取県告示第四百十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
原医院	鳥取市吉方町一丁目五七六	平成二年三月一日
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八一	平成二年四月一日
板倉整形脳外科医院	八頭郡若桜町大字郡家五九五 一五	〃
木島調剤薬局	八頭郡若桜町大字若桜二二〇 三一二	平成二年四月二日
中本内科医院	東伯郡東伯町大字八橋一七四	平成二年四月一日

鳥取県告示第四百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
荒木 聡	鳥薬第七三三号	平成二年三月二十七日
岡崎 裕明	鳥薬第七三四号	平成二年三月二十七日

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 村瀬 秀治 米子市二本木五六四
- 〃 坂金 一彦 〃 浦津六六
- 〃 倉田 繁夫 〃 一部三六九―三
- 〃 尾村 英夫 西伯郡日吉津村大字日吉津六九七
- 〃 内藤 卓也 米子市東八幡二五五―二

理事	村瀬秀治	米子市二本木五六四
就任した役員の氏名及び住所		
平成二年四月四日退任		
大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇一	
門田辰巳	日吉津村大字日吉津三二六	
山根作次	大字富吉一〇五二	
田中武	米子市蚊屋一四六	
小原晋輔	赤井手三九三	
船場始	河岡五九〇	
森中民治	吉岡二五〇	
井田功	尾高一二八一三	
植田森男	古豊千六五四	
小林二郎	西伯郡淀江町大字佐陀五七一	
高橋十	米子市上新印二九三	
遠藤豊一	下新印七四	
勝部晃	西伯郡岸本町遠藤二三	
松原宏章	米子市今在家一三五	
遠田正男	古豊千六六一	
河本惣也	二六六	
妹尾晋	二本木二七二	
門田之実	下新印二五九	
勝部恵	西伯郡岸本町遠藤一三	
佐藤昭義	淀江町大字佐陀一九二	

倉田繁夫	一部三六九一三
大橋宗春	西伯郡岸本町吉長三五〇一
高橋十	米子市上新印二九三
洞鏡吉	蚊屋四六
小原晋輔	赤井手三九三
遠藤豊一	下新印七四
奥田章	西伯郡日吉津村大字日吉津四二二一
金田訓明	米子市東八幡四三一一九
遠田正男	古豊千六六一
小林二郎	西伯郡淀江町大字佐陀五七一
杉谷忠美	米子市河岡八六三一
植田森男	古豊千六五四
松原宏章	今在家一三五
山根作次	西伯郡日吉津村大字富吉一〇五二
尾村英夫	大字日吉津六九七
山住忠孝	米子市浦津三〇五一
後藤哲生	尾高一七七六
森中民治	吉岡二五〇
勝部晃	西伯郡岸本町遠藤二三
河本惣也	米子市古豊千二六六
門田之実	下新印二五九
吉本廉造	西伯郡日吉津村大字富吉一〇五五
妹尾晋	米子市二本木二七二
後藤俊治	西伯郡岸本町吉長三六三

平成二年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 井 上 万吉男 米子市東福原八二八

平成二年三月二十九日就任 任期平成四年一月二十日まで

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を平成二年四月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
米子市四ヶ村堰土地改良区	団体管農業用河川工作物応急対策事業堰地区農業用排水	平成二年三月二十日

鳥取県告示第四百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤碓町大字寛津字濱一九二の三
- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川用地とするため

鳥取県告示第四百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の二三・一二九六の二五（以

上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・四・八号 宮下十六本松線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

鳥取市扇町、天神町及び富安一丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画

課において公衆の縦覧に供する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第六百三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉方温泉二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市伏野二二八九一

大進建設株式会社

代表取締役 福原洋一

鳥取県告示第四百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十二月一日 鳥取県指令受鳥土維第五百八十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字西中田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一〇七

有限会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

平成二年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年四月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎



- 一 日時 平成二年四月十九日(木)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題 平成二年度市町村選挙管理委員・啓発担当若狭修会開催要領に  
CSL

公 告

鳥取県公文書公開条例(昭和63年3月鳥取県条例第2号)第17条の規定により、平成元年4月1日から平成2年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成2年4月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

公文書開示請求	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非 開 示	取 下 げ
6	5	0	0	1

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

知 事	6	(件)
知 事(企業局)	0	
教 育 委 員 会	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	
人 事 委 員 会	0	
監 査 委 員 会	0	
地 方 労 働 委 員 会	0	
収 用 委 員 会	0	
鳥取海区漁業調整委員会	0	
内水面漁場管理委員会	0	
合 計	6	

3 開示請求者の区分

県の区域内に住所を有する者	6	(件)
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0	
合 計	6	

4 不服申立ての件数及び処理状況  
なし

5 行政情報室(県政情報コーナー)における情報提供件数  
(件)

相談・案内	資料閲覧	合 計
660	1,704	2,364

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第19回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成2年4月17日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間30分

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成2年6月5日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出のこと。

- (1) 受験願書
  - (2) 履歴書
- 受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 5,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成2年4月26日（木）から5月22日（火）まで

6 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせのこと。